

## 議題② そのほか

### 課題

#### ① 貸出者の登録の規定の見直しについて

平成 30 年度 6 月の協議会で下記の経過についてお話し、提案をしました。

高知県広域にできればと提案し、貸出の幅を広げることについては異論ないと、ご意見いただきました。

利用の枠を広げる試作段階として、近隣市町村の「黒潮町」「中土佐町」「四万十市」の住民の方の登録を行いたい。

#### [経過]

■利用者の方で、町外在住で長年、四万十町で働いていたが、定年で退職された方などは貸出規定によれば、館長に適当と認めてもらわなければ、貸出できない規定である。

■下記の四万十町立図書館管理規則第 8 条の (1) ～ (3) に該当していない場合、(4) は来館した日にすぐに判断することは勤務体制から厳しい。

■また四万十町民で、ほかの自治体の図書館を利用している町民もおり、他の市町村立図書館の恩恵を受けている。

■平成 29 年度に高知県内の図書館へ当館が行ったアンケート結果では、

「ご自分の市町村以外の人に貸出をしている」が 68%

「条件によっては貸出している」28%

「そのほか」4%

「貸出していない」0%

※4%のそのほかについても、「条件付きで貸出し」に該当する回答であった。

■近年、高知県内の図書館では、貸出者の基準が「近隣市町村」や「高知県内、愛媛県内全域の住民の方」、「どなたでも」など、ほかの市町村の住民も含めたサービスの流れとなってきた。

時代の流れとして、貸出者の規定を見直してもよいのではないか。

#### ◆四万十町立図書館管理規則第 8 条◆

図書及び資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書（様式第 1 号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の利用申込書を受理し、当該登録者が次の各号のいずれかに該当する者と認めたときは、貸出券を交付する。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に通勤又は通学する者

(3) 町内に所在する事業所及び団体等（以下「団体」という。）の代表者

(4) その他館長が適当と認める者